

令和5年12月1日制定

有機生糸の生産及び表示に係るガイドライン

第1条（目的）

本ガイドラインの目的は、有機生糸について、生産方法及び表示に係るガイドラインを定め、有機生糸を生産する国内の事業者並びに有機生糸及びその加工品を購入する消費者を根拠のない虚偽表示から保護することを目的とする。

第2条（生産の原則）

有機生糸は、その原料である有機繭（有機繭の生産及び表示に係るガイドライン第3条に規定する有機繭をいう。以下同じ。）の有する特性を製造工程において保持することを旨とし、物理的方法を用いて生産することとする。

第3条（定義）

このガイドラインにおいて、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
有機生糸	このガイドライン第4条の基準に従い生産された生糸をいう。
煮繭	繭を水、湯、蒸気あるいは薬剤で膨潤軟化させ、一本の繭糸が切れることなく繰り取られるようにする処理をいう。
繰糸	煮熟繭から繭糸を解離させ、数本集めて抱合せ目的織度の生糸を巻き取る操作をいう。
揚返し	繰糸機で小枠に巻き取った生糸を一定の重量、長さ、幅の認められるよう大枠に巻き返す作業をいう。

第4条（生産方法についての基準）

有機生糸の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

（1）原料繭の保管

原料繭は有機繭のガイドラインに従って生産された繭及びその繭を乾燥（天日乾燥を除く。）、冷蔵、冷凍又は塩蔵により繭の中の蛹を殺したものであること。

原料繭の保管における有害生物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。

(2) 製糸工程

① 煮繭工程

繰糸を行う前に原料繭を柔らかくする煮繭工程においては水（地下水等を使用する場合において軟水化するためにイオン交換樹脂を通した水を含む。以下同じ。）、湯、蒸気以外は使用しないこと。

② 繰糸工程

水、湯、蒸気以外は使用しないこと。

③ 揚返し工程

水、湯、蒸気以外は使用しないこと。

(3) 生糸の保管

生糸の保管における有害生物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。

第5条（有機生糸の表示）

有機生糸の表示は、関係法令に従うほか、次のいずれかを表示することができるものとする。

- ① 有機生糸
- ② オーガニック生糸
- ③ オーガニックローシルク
- ④ organic raw silk

第6条（信頼性の確保）

有機生糸を生産する事業者は、有機生糸の信頼性を確保するため、生産した有機生糸について次の事項を表示すること。

- ①原料として使用した有機繭の生産地
- ②原料として使用した有機繭の生産者